

## 2 法 人 都

区 分	均 等 割 額		法 人			
	納 税 義 務 者 数	調 定 額 ①	現 年 度			
			確 定 法 人 税 割 額		確 定 法 人 税 割 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
			事 業 年 度 数	税 額 ②	事 業 年 度 数	税 額 ③
人	千 円	件	千 円	件	千 円	
<b>総 計</b>	<b>627 846</b>	<b>86 238 194</b>	<b>616 436</b>	<b>709 599 728</b>	<b>76 420</b>	<b>244 220 358</b>
普 通 法 人	591 023	83 986 425	592 241	699 486 719	76 221	244 213 317
都 内 法 人	510 377	45 621 712	511 254	159 204 676	49 465	40 795 053
分 割 法 人	80 646	38 364 713	80 987	540 282 043	26 756	203 418 265
本 都 本 店 分	45 846	26 576 758	46 055	474 186 826	15 156	180 198 912
他 府 県 本 店 分	34 800	11 787 955	34 932	66 095 217	11 600	23 219 352
特 別 法 人	3 207	899 360	3 210	7 439 168	-	-
公 益 法 人 等	22 192	840 686	9 650	2 352 872	-	-
人 格 な き 社 団 等	3 777	233 449	3 791	116 524	-	-
清 算 法 人	7 647	278 274	7 544	204 446	199	7 041

(備考) 1 「納税義務者数」は、当該年度中に確定したもの及び決定したものの合計数による。ただし、当該年度中の事業年度数が2以上の法人においては、  
2 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
3 「確定法人税割額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。

## 3 法 人 事

## (1) 調

区 分	現 年 度			
	確 定 事 業 税 額		確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
	事 業 年 度 数	税 額 ①	事 業 年 度 数	税 額 ②
	件	千 円	件	千 円
<b>総 計</b>	<b>616 837</b>	<b>975 585 064</b>	<b>75 108</b>	<b>351 947 061</b>
<b>所 得 課 税 分</b> (外形対象法人分を除く)	<b>598 696</b>	<b>368 688 958</b>	<b>64 174</b>	<b>83 897 378</b>
普 通 法 人	568 195	352 515 166	63 969	83 874 167
都 内 法 人	498 490	196 031 659	45 397	44 209 653
分 割 法 人	69 705	156 483 507	18 572	39 664 514
本 都 本 店 分	39 531	124 548 903	10 522	31 175 843
他 府 県 本 店 分	30 174	31 934 604	8 050	8 488 671
特 別 法 人	9 601	10 572 942	14	20
公 益 法 人 等	9 650	4 914 323	-	-
人 格 な き 社 団 等	3 791	235 122	-	-
清 算 法 人	7 459	451 405	191	23 191
<b>収 入 金 額 課 税 分</b>	<b>3 489</b>	<b>39 674 112</b>	<b>584</b>	<b>18 960 995</b>
<b>外 形 対 象 法 人 分</b>	<b>14 652</b>	<b>567 221 994</b>	<b>10 350</b>	<b>249 088 688</b>
所 得 割 分	14 652	102 728 431	10 350	128 367 240
付 加 価 値 割 分	-	290 751 214	-	72 901 867
資 本 割 分	-	173 742 349	-	47 819 581

(備考) 1 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
2 「確定事業税額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。  
3 「外形対象法人分」は、平成16年4月1日以降に開始する事業年度分より、資本金1億円超の法人（所得課税法人に限る）を対象に導入された、外形

## 民 税 (平成29年度)

相 当		分			過年度相当分		合 計 調 定 額 ① + ⑧
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ②-③+④+⑤	調 定 額	調 定 額	調 定 額	
事業年度数	税 額 ④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<b>80 243</b>	<b>254 827 619</b>	<b>25 748 561</b>	<b>745 955 550</b>	<b>9 559 547</b>	<b>755 515 098</b>	<b>841 753 292</b>	
80 079	254 826 998	25 741 521	735 841 921	9 378 815	745 220 736	829 207 161	
52 513	45 611 492	5 412 277	169 433 393	3 913 988	173 347 381	218 969 093	
27 566	209 215 506	20 329 244	566 408 528	5 464 827	571 873 355	610 238 068	
15 478	184 025 686	19 263 229	497 276 828	4 747 797	502 024 625	528 601 383	
12 088	25 189 820	1 066 016	69 131 700	717 030	69 848 730	81 636 685	
-	-	-	7 439 168	123 130	7 562 298	8 461 658	
-	-	-	2 352 872	28 647	2 381 518	3 222 204	
-	-	-	116 524	26 732	143 256	376 705	
164	622	7 039	205 066	2 223	207 289	485 563	

1納税義務者とする。

## 業 税 (平成29年度)

## 定 額

相 当		分		過年度相当分		合 計 調 定 額 ⑤ + ⑥
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ①-②+③+④	調 定 額	調 定 額	
事業年度数	税 額 ③	④	⑤	⑥	⑥	⑥
件	千円	千円	千円	千円	千円	千円
<b>78 943</b>	<b>355 886 208</b>	<b>18 019 094</b>	<b>997 543 305</b>	<b>12 656 009</b>	<b>1 010 199 314</b>	
<b>68 000</b>	<b>99 089 267</b>	<b>10 816 037</b>	<b>394 696 884</b>	<b>9 133 022</b>	<b>403 829 906</b>	
67 837	99 088 335	10 804 675	378 534 009	8 884 119	387 418 128	
48 332	47 178 431	7 532 487	206 532 924	5 551 406	212 084 330	
19 505	51 909 904	3 272 188	172 001 085	3 332 713	175 333 798	
10 878	42 199 822	2 487 583	138 060 465	2 798 461	140 858 926	
8 627	9 710 082	784 605	33 940 620	534 252	34 474 872	
2	26	11	10 572 959	84 879	10 657 838	
-	-	-	4 914 323	101 827	5 016 150	
-	-	-	235 122	56 894	292 016	
161	906	11 351	440 471	5 303	445 774	
<b>736</b>	<b>17 535 435</b>	<b>2 148 721</b>	<b>40 397 273</b>	<b>2 914</b>	<b>40 400 187</b>	
<b>10 207</b>	<b>239 261 506</b>	<b>5 054 336</b>	<b>562 449 148</b>	<b>3 520 073</b>	<b>565 969 221</b>	
10 207	44 692 663	3 217 545	22 271 399	2 108 666	24 380 065	
-	119 933 763	1 272 766	339 055 876	1 183 730	340 239 606	
-	74 635 080	564 025	201 121 873	227 677	201 349 550	

標準課税の対象となった法人分である。